

新潟市告示第 8 0 1 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 2 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	新潟大外環状線	新潟市秋葉区覚路津字前田 1318 番 1 地先から 新潟市秋葉区覚路津字前田 973 番地先まで	平成 1 9 年 1 2 月 2 2 日
市道	北上第 6 号覚路津線	新潟市秋葉区覚路津字味噌通 705 番 1 地先から 新潟市秋葉区覚路津字味噌通 698 番 1 地先まで	平成 1 9 年 1 2 月 2 2 日